

退職後の健保「任意継続」 2年待たず脱退が可能に

勤め先を退職後、職場の健康保険に引き続き加入できる「任意継続被保険者制度（任継）」が今月1日から変わったのをご存じですか？ 変更の概要を解説します。

今年から、保険料計算法も見直し

で社会保険労務士の大須賀信敬さん(57)によると、任継の法改正は二つ。

もうひとつは、健保組合に関するケースがある。もうひとつは、健保組合に関する変更。各健保組合が規約で取り決めれば、退職する直前の給料を元に保険料を決めることができるようになった。これまで

勤め先を退職した人は、新たに就職する会社の健康保険（健康保険組合や協会けんぽ）か、家族の健康保険の扶養か、国民健康保険（国保）か、あるいは任継か、加入する公的保険制度を決めることになる。

任継は、退職日までに継続して2カ月以上、勤務先の健康保険に入り、退職翌

日から20日以内に申請すると加入できる制度。在職中は事業主が半額負担してくれた保険料は、任継では全額を本人が負担する。ただ、一部の健保組合が設けている独自給付（高額になつた医療費負担の肩代わりなど）を受け続けられるといったメリットもある。

組織人事コンサルタント

高いが翌年度はぐんと下が

ため、退職直後は保険料が高かった人は平均を元に任継時の保険料が決まる

ことが多かった。なお協会けんぽは、前者の改正のみが関係する。

■任意継続と国保の保険料、どっちが有利？

扶養する家族が多い

→任継が有利になりやすい

☆任継は扶養家族分の保険料は無料だが、国保はそれぞれの分を支払う

給料以外の所得がある人（副業や不動産収入がある人）

→任継が有利になりやすい

☆任継では給料だけで保険料が決まるが、国保は給料以外の所得も含まれる

国保の年間保険料の上限を任継が超える

→国保が有利

☆国保の保険料の上限は82万円（40歳以上だと99万円）。今年4月から85万円（同102万円）に上がる。ただし、市町村によっては上限がこれより低いケースもある

退職前年のボーナスが多かった人

→任継が有利になりやすい

☆任継はボーナスが保険料に反映されにくい

65歳未満で倒産や解雇などの場合

→前年の給料を3割と見なす保険料軽減制度がある国保が有利に

※大須賀信敬社労士への取材による。比較して保険料が安いことを「有利」と表現。給付面は考慮せず

任継を選んだ人は、2年目は年度が変わるタイミングで国保への移行を検討するとよい。協会けんぽの人も、任継から脱退できるメリットを検討する。大須賀さんは「ケース・バイ・ケースなので、退職前に健保組合や市区町村に確認してほしい」と話す。（井上充昌）